

平成26年 教育委員会第1回定例会 会議録

日 時 平成26年1月28日（火） 午後3時02分～午後5時03分  
場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 協議

【子ども総務課】

(1) 平成26年度千代田区教育委員会の教育目標及び基本方針

第 2 報告

【文化スポーツ課】

(1) 千代田区生涯学習推進委員等設置条例の一部改正（概要）

【図書・文化資源課】

(1) 第2次千代田区子ども読書活動推進計画（案）について

【子ども総務課】

(1) 千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一部改正（概要）

(2) 平成26年度子ども・教育部予算編成方針の一部変更【秘密会】

(3) 『漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置くことを求める要望について』

【子ども支援課】

(1) 千代田区児童育成手当条例施行規則等の一部改正

【指導課】

(1) ふれあい（いじめ防止）月間（平成25年度 第2回目）取組状況調査の結果

(2) 公立中における英語教育実施調査の結果

第 3 その他

(1) 移動教育委員会懇談会の概要（12/10神田さくら館）

(2) 学校給食の衛生管理

出席委員（5名）

教育委員長	近藤 明義
教育委員長職務代理者	古川 紀子
教育委員	市川 正
教育委員	中川 典子
教育長	島崎 友四郎

出席職員（11名）

子ども・教育部長	大島 康平
----------	-------

次世代育成担当部長	高橋 誠一郎
参事（子ども健康担当）	田中 敦子
子ども総務課長	村木 久人
副参事（特命担当）	大井 良彦
子ども施設課長	辰島 健
児童・家庭支援センター所長	山下 律子
学務課長	依田 昭夫
指導課長	佐藤 興二
文化スポーツ課長	恩田 浩行
図書・文化資源課長	柳 晃一

欠席委員（0名）

欠席職員（1名）

子ども支援課長	亀割 岳彦
---------	-------

書記（2名）

総務係長	久保 俊一
総務係員	田口 有美子

近藤委員長

それでは、開会に先立ち、本日、傍聴者から傍聴申請があり、傍聴を許可していることをご報告しておきます。

ただいまから、平成26年教育委員会第1回定例会を開会します。

本日、亀割子ども支援課長は所用により欠席でございます。

今回の署名委員は、中川委員にお願いいたします。

本日の議事日程はお配りしてあるとおりですが、第2、報告、子ども総務課扱いの（2）平成26年度子ども・教育部予算編成方針の一部変更は、意思形成過程であるため、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第6項ただし書きの規定に基づき非公開としたいので、その可否を求めます。

賛成の方は挙手を願います。

（賛成者挙手）

近藤委員長

それでは、ただいまの件は非公開とします。

この件につきましては非公開となりましたので、議事日程の最後に関係者以外退席して行いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

## ◎日程第1 協議

### 子ども総務課

#### （1）平成26年度千代田区教育委員会の教育目標及び基本方針

近藤委員長 それでは、日程第1、協議に入ります。

子ども総務課長 初めに、子ども総務課長より報告をお願いします。

子ども総務課長 それでは、協議事項の(1)平成26年度千代田区教育委員会の教育目標及び基本方針についてご説明いたします。

資料、大きく「案」と書いてございますホチキスどめの資料をご覧ください。

教育委員会の教育目標につきましては、毎年度新たに設定しているものがございますが、内容につきましては、前回、平成25年第22回の本委員会におきまして、皆様に案ということでご提示させていただいたものとほぼ同じでございます。その後、校・園長等の意見を踏まえまして、若干の変更をいたしました。特に本年度との大きな違いにつきましては、次の横書きの別紙という資料をご覧ください。「新旧対照表」とタイトルがついているものでございます。

こちら、前回説明したとおりでございますが、特に大きな変更点としましては、1枚めくっていただきまして、基本方針4の(4)環境教育の部分、こちらにつきましては、区の環境行政を踏まえ、表現を改めさせていただきました。

それから、最後のページ、3ページ目の一番下から2番目の黒丸のところ、こちら、「東京都教育の日」を中心としての成果の公表につきましては、他の部分との記述の均衡等を踏まえまして、削除させていただきました。前回のご報告の際にも申し上げましたが、こちらの取り組みをやめるといった、そういった意味ではございません。あくまでも記述の均衡、そういったことを踏まえての訂正ということでございます。

そのほか、文言等につきましては、前回ご提示した以降に、事務局内部、あるいは校・園長会の意見等を踏まえまして、若干の修正を加えましたが、いずれも字句の修正等にとどまるものでございます。

ご説明は以上です。

近藤委員長 ありがとうございます。

ご意見、ご質問等ありましたらお願いいたします。

どうぞ。

中川委員 今、こちらに関しての質問ということによろしいですか。

近藤委員長 そうですね。

中川委員 細かいことなのですが、1枚目の裏、基本方針6で、「教育関連施設」の「関連」という文言をとったというのは、何か理由があるのでしょうか。

近藤委員長 どうぞ。

子ども総務課長 こちら、「教育関連施設」を「教育施設」ということで、「関連」を削除させていただいたんですけど、特に大きな意味というものはございません。ただ、文言的にわかりやすいということと、ほかのところで「教育施設」という表現をしているものですから、そちらとの統一を図ったという、それだ

中川委員  
近藤委員長

けの理由でございます。

わかりました。

では、私のほうからよろしいですか。

今の新旧対照表の基本方針4番目の(5)防災教育の推進というところがございませぬ。以前が、アンダーラインがあるところ、「体験的・実践的な防災」云々とあるのを、新しいところでは、「体験型施設の見学等」という書き方がしてありますけれども、なぜこういう個別的、具体的な表現になっているのか、何かそのような事業を予定しているからということで、特にそう具体的に書いてあるわけですか。

指導課長

この防災教育が重点事業として実施されるようになる際に、「体験的・実践的な」という抽象的な文言を表現としてさせていただいたわけですが、実際その教育活動の内容は、小学校が本所防災館等での見学、体験というようなプログラミングをしました。また、中学校につきましては、救命講習を生徒さんが受けるということで、見学等の「等」の部分に入ってしまうのですが、そういう計画でございましたので、その実態に合わせて「体験型施設の見学等」という文言に改めたというものでございます。

近藤委員長

わかりました。

そのほか、ご質問はいかがでしょうか。

もう1点よろしいですか、私のほうから。

最後の基本方針6番の、まさに基本方針と書いてあるところの、説明が今あったかなと思うところと、最後のこの新旧対照表の3ページの上から2つ目の丸ポチのところ、「インフルエンザ等の感染症への対応については」という、そこの文章が少しねじれていないですかね。

ちょっと読み上げますと、「インフルエンザ等の感染症への対応については、千代田保健所等と連携のもと、家庭及び教育施設等における」、要するに予防対策ですよ。「予防策の徹底を図るために」という、そこに文言が出てきて、ここに「ために」というような語が入るのであれば、その部分は「千代田保健所との連携のもと」という前に入るべき文言なんじゃないですか。このほうがという部分をお話ししますと、「インフルエンザ等の感染症への対応については」、その次、「家庭及び教育施設等における感染症予防対策の徹底を図るために、千代田保健所等と連携のもと」というふうにいべきなんじゃないですか。

内容的に大幅に意味が違うということではないでしょうけれども、でも、その上から2行目の最後のところ、「ために」という言葉がそこに入っているんであれば、何かそれがあるせいなのか、ちょっと読んでいてわかりづらいなとか、そういう感じを抱くんですが。

子ども総務課長

確かに委員長ご指摘のような語順にしたほうが、文章としてのとおりはいいように思います。もし差し支えなければ、そのように修正という形の上でご協議ということにさせていただければと思います。

近藤委員長

特にこの場で決定ということでもなく、協議という意味でしょうから、

意見として申しあげましたので、再度事務局でまた検討していただいて、よりよい形になればと考えますけれども、よろしいですか、そんなことで。

子ども総務課長  
近藤委員長

はい。  
ほかにはいかがでしょうか。  
どうぞ。

古川委員

この数年、毎年皆さんで協議をし合って、その年度の状況を踏まえての訂正もありましたが、文言の整理もされて、どんどんと読みやすく、すっと入ってくるような教育目標になっていっているなど感じました。

今、近藤委員長から、先ほど出た基本方針4の「体験型施設の見学等」のところで、話を伺っていて思ったんですが、たしか麴町中の生徒さんが九段小の地下の防水槽の水を運ぶ訓練をされてましたよね。

九段中等ですか、すみません。そういったことや、あと、例えば地域の防災訓練に、ある小学校の高学年が参加したことなどが今年度あって、「体験型施設の見学等」となっているので、含まれるといえばそうなんです、実践的な防災教育もされているという、しっかりとした印象があるので、併記されてもいいんじゃないかなと思いました。

近藤委員長

いかがでしょう。何かございますか。  
どうぞ。

指導課長

確かに体験的・実践的な防災教育ということで、包含的な表現から、より具体的な事業に合わせた表現になってしまったので、「等」の中で読み切れないという部分はあろうかと思うんですけれども、例えば地域防災訓練への参加というようなことに関しましては、やはり学校教育の中での防災教育という観点で考えていたものですから、その視点はなかったのですが、もし可能であれば、今回あえて具体的に示したというところで、「等」の中に実践的な活動が含まれているというご理解をしていただけるとありがたいです。

古川委員

承知しました。含まれているということですが、実践的な活動もされているという印象を持っております。

あと、縦書きの別紙中で質問ですけれども、基本方針2の(4)のキャリア教育の充実を図るところですけれども、そのために小・中・中等の連携を深めるとあるんですが、この自己のよさを伸長して、キャリア教育の充実を図るための小・中・中等の連携というのはどういったことを指しているのでしょうか。

近藤委員長  
指導課長

どうぞ。  
例えば小学校の生徒さんたちが、中学校の学校を選択する際に、中学校の部活動体験だとか、授業を見るだとか、あるいは中等さんでもそうだと思いますけれども、小学校に出前授業に行ったりだとか、そういう学校選択ということも少し視野に入れながら連携を深めるということで、子どもたちが、やはり将来、学校も含めてキャリア形成をしていくときのさまざまな経験をしていく際の連携が必要だという意味合いです。

古川委員

わかりました。ありがとうございます。

近藤委員長 よろしいですか。  
ほかにはいかがですか。

古川委員 あと、幾つかよろしいでしょうか。  
基本方針4の縦書きのもの（2）の国際教育の推進の2つ目のポチなんです  
ですが、地域の外国人学校等との交流活動を充実するとあるんですが、どう  
いった点で外国人学校と交流されていたかなと思ひまして、例えば連合作品  
展では、中華学校の書道のすてきな作品を見たことがあるんですが、そうい  
うことは思い浮かんだんですけれども、どういった交流をされているのか、  
お願いします。

近藤委員長 どうぞ。

指導課長 古川委員おっしゃられたとおりで、今現在は連合作品展の中で中華学校と  
の交流のみという形になっています。以前はリセ・フランコとの交流もあつ  
たのですけれども、現在は中華学校1校という形になっておりますので、地  
域の外国人学校というのが、もうかなり限られてきてしまっているのです、そ  
れ以上の発展性がどこまで望めるかというのは、今後しっかり協議検討して  
いかなければならない課題かなと思ひています。

古川委員 ありがとうございます。

近藤委員長 どうぞ。

古川委員 （3）の情報教育の推進ですけれども、子どもも保護者も対象とした情報  
モラル教育を工夫・改善・充実するとあります。これは、今年度の目標なの  
で、これから具体的なことが挙がるのかもしれないんですが、子どもたちに  
とっても大切な教育かと思ひますが、保護者にとっても、情報に関連するこ  
とで詳しい方と、そうでない方の差がかなりあるように思われて、私も保護  
者として、情報関連の公開授業なんかは進んで参観しているんですけれど  
も、具体的には何か決まっていることなどありますでしょうか。

指導課長 こちらはもう既に事業化されているもので、新規事業というわけではない  
のですけれども、「親子で学ぶ情報モラル教室」という事業がございます。  
それは、各学校、1学年を対象にした場合だとか、あるいは複数学年を対象  
にしているわけですけれども、携帯キャリアの方たちに来ていただきまし  
て、子どもと親と一緒に同じ話を聞いて、携帯電話や、あるいはスマホだど  
かの利便性あるいは危険性だとかを学ぶ機会を充実させますよという意味合  
いで、こちらの文言は書かれてございます。

古川委員 わかりました。  
何年か前なんですけれども、逆に、子どもの小学校で、親限定という講座  
がありました。携帯による若い子たちの被害の状況とか、どういう使われ方  
をしているのかというのを、実際に、例えば携帯の掲示板で今こんなことが  
流れていますとか、ちょっと子どもには見せられないようなこんな画面も流  
れていますとか、かなり身につまる、本当に怖いものなんだなと思つた講座  
に参加したことがありました。なので、そういったことも今後もあると、お  
子さんと一緒になく、ちょっときつい内容でも実態がわかるような親向けの

講座もこれからもあるといいなと思います。

指導課長

学校教育の中で、親御さんだけを対象という事業は多分行ってないんだと思います。となると、予想されるのは、PTAの活動の中で保護者だけを対象にということがまず考えられます。しかし、いずれにしても、やはり議会等でも、親御さんの情報モラル、あるいは情報機器の使い方への理解だとか、それこそ利便性、危険性だとかをしっかりと知っていただく啓発活動というのが重要視されているというのは、教育委員会としても認識をしております。私の立場から言えば、学校教育の中で保護者向けにどこまで啓発ができるかというのは、今後きちんと検討してまいりたいと思っております。

古川委員

ありがとうございます。

近藤委員長

よろしいですか。

そのほかございますか。

どうぞ。

中川委員

「千代田区教育委員会の教育目標」案について、よろしいですか。

近藤委員長

結構です。

中川委員

ちょっと細かい文言ですが、1枚目の上のほうで、「教育は、常に、人それぞれの多様な個性や特性を尊重し」という文章があるんですが、これ、「常に」というのは要らないんじゃないかなと思いました。

それから、3行目、「行われなければならない。特に、これからの社会の大きな課題のひとつは」という、その「特に」なんですけれども、いろんな課題がある中で、大きな課題の1つなわけですから、「特に」ではなくて、「中でも」という言葉のほうがいいんじゃないかなと思うのですが、細かいことですが、ご検討をお願いします。

それと、4枚目の四角で囲んだ部分で、「そのため、人々が生涯にわたり様々な学習機会を通じて」という文章があるんですけど、これも、「そのため、様々な学習機会を通じて、人々が生涯にわたり、文化芸術やスポーツに親しむことのできる活動を推進する」に文章の位置を入れかえたらいかでしょうかと思いました。

それから、次のページの基本方針4の2行目なんですけども、「国際化、情報化の進展、地球環境の悪化、自然災害への対応など」となっていて、自然災害だけ、活動に対する動詞が使われているんですけど、ここは、今予期せぬ自然災害なんかが起きてきているわけですから、「自然災害の複雑化」とか、そういう言葉にしたほうがいいんじゃないかなと思いました。

それから、さっきの古川委員の情報モラルの件なんですけども、今後タブレットを学校で支給するわけですね。そうすると、その場合に家庭と子どもたちとの間でどういうことがだめ、ということは、親子にきちんと伝えておかないといけないのではないかなと思いますので、啓発というよりも、その辺どうするかということは、やっぱり教育委員会の問題として、もっともって考えなければいけないのではないかなと思いました。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。

どうぞ。

子ども総務課長

ご指摘のありました文言等につきましては、先ほど委員長からのご指摘があったものも含めまして、それを踏まえた上で、協議事項ということで修正させていただきたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

指 導 課 長

情報教育の関係でお答えいたします。

タブレット型のパソコンを学校に配置しますが、前提として、子どもたちがタブレット型を家に持ち帰るということではございませんので、家に帰ってからタブレットを使うという環境ではありません。しかし、今の家庭の中では、タブレット型の端末を購入されて、子どもたちも自由に使っているというような状況はあろうかと思っております。各家庭での約束等を子どもとしっかり守ることがまず第一義だとは思っておりますけれども、やはり学校教育の中で、あるいは生涯教育の中で、親子への啓発、あるいは情報をきちんと伝えるということは重要だと認識しております。

なお、繰り返しになってしまいますけれども、学校教育の中では、やはりまず子どもたちにタブレット端末を使う際の利便性あるいは危険性というもの、しっかり情報モラルという形で、情報教育の年間指導計画の中に位置づけ、それもタブレット型の端末の機器が学校に入る前に、4月、5月の段階で、しっかり学校から指導をしまいたいと思っております。

ですので、あとは親御さんの問題ですけれども、保護者へのそういう周知だとか、啓発だとか、学ぶ機会だとかというのは、親子で学ぶ情報モラル教室という形で、そういう場はきちんと提供しようと考えております。

先ほど、例に出しました、携帯キャリアの方に来ていただくというような形でこれまでやってきたわけですけれども、やはりそういった問題に正対するような課題を、その教室の中で取り上げるようにして、今何が本当に親子で必要なのかということを効果的に学ぶ場として計画していく予定でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

よろしいですか、ほかには。

どうぞ。

教 育 長

今、情報モラルについていろいろ委員の方のご意見をいただいて、パソコンとか携帯の普及が、子どもたちが、さまざまな犯罪に巻き込まれる1つのきっかけとなったりとか、あるいは一方的な、偏った情報が入ってきてしまったりとかいった問題があるとともに、子どもたちが、携帯を離せなくなってしまう、携帯漬けになってしまうような側面も指摘されています。さまざまに情報機器を使うのではなくて、使われてしまうような状況にある中で、今後、区としても、学校教育の中で、情報教育を進めるわけですから、それに付随するいろんな影響については、事務局の中で十分に調査、検討させていただいて、適切な対応をとるようにさせていただきたいと思っております。また、教育委員会でもそういう情報モラルの対応の状況については、適宜、き

近藤委員長 | ちんと報告させていただきたいと思っています。  
 ありがとうございます。  
 よろしければ、先へ進んでいいですか。  
 (了 承)

近藤委員長 | それでは、この件につきましては、改めて議案として提出し、決定することといたします。よろしく願いいたします。

◎日程第2 報告

文化スポーツ課

(1) 千代田区生涯学習推進委員等設置条例の一部改正 (概要)

図書・文化資源課

(1) 第2次千代田区子ども読書活動推進計画(案)について

子ども総務課

(1) 千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一部改正 (概要)

(3) 『漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置くことを求める要望について』

子ども支援課

(1) 千代田区児童育成手当条例施行規則等の一部改正

指導課

(1) ふれあい(いじめ防止)月間(平成25年度 第2回目)取組状況調査の結果

(2) 公立中における英語教育実施調査の結果

近藤委員長 | 日程第2、報告に入ります。

文化スポーツ課長 | 初めに、文化スポーツ課長より報告を願います。

近藤委員長 | それでは、資料に基づきまして、千代田区生涯学習推進委員等設置条例の一部改正についてご説明をさせていただきます。

文化スポーツ課長 | 改正理由を読み上げますが、次のページの資料をご覧いただきながらお聞きいただくほうがわかりやすいかと思っておりますので、こちらをご覧いただきながらということをお願いしたいと思います。

近藤委員長 | 改正理由でございます。

文化スポーツ課長 | 通称第3次地方分権一括法の公布による社会教育法の一部改正により、社会教育委員の委嘱の基準に関する規定が削除され、社会教育委員及び公民館運営審議会の委員の委嘱の基準を条例で定めるに当たって、参酌すべき基準を定める省令で定める基準を参酌して、条例で定めることとされたことに伴い、新たに基準に関する規定を整備する必要があります。

近藤委員長 | 改正内容といたしましては、社会教育委員の委嘱の基準として、現行法に定められている基準と同等の基準を条例に追加するという形でございます。

文化スポーツ課長 | 施行期日は、平成26年4月1日から施行ということで、本日はご報告させ

ていただきまして、次回以降ご議決を賜った後、平成26年第1回区議会定例会に条例案を提出するという形で進めてまいりたいと考えております。

近藤委員長

簡単ではございますが、ご説明は以上でございます。  
ありがとうございます。  
何かご質問はございますか。

(なし)

近藤委員長  
図書・文化資源課長

特にないようですので、次に、図書・文化資源課長より報告を願います。  
それでは、第2次千代田区子ども読書活動推進計画（案）についてご報告をいたします。

区では、子どもの読書活動を推進していくため、平成19年3月に千代田区子ども読書活動推進計画、平成19年度年度から21年度までの3カ年計画を策定し、平成19年度から子どもの読書活動の推進に係る各種事業等に取り組んでまいりました。

計画は平成21年度をもって終了しましたが、この計画に基づき、千代田区図書館に設置しました千代田区読書振興センターが中心となって、図書館司書の学校等への派遣など、その後も計画を継承、発展させ、子どもの読書活動の推進に取り組んでいます。

このたびは、この子どもの読書活動推進計画によるこれまでの活動を評価して、成果と課題をまとめるとともに、今後の活動の基本方針である第2次千代田区子ども読書活動推進計画を策定するものです。

第2次計画の策定に当たりましては、計画の推進と活動評価を行う機関として設けました千代田区読書活動推進連絡会において、第1次計画の成果と課題、次期実施策の方向性について検討を行い、千代田図書館を初め、子ども・教育部指導課のご協力のもと、関係部署等の調整を経まして、千代田区として第2次子ども読書推進計画の案をまとめたものでございます。

皆様のお手元に第2次計画案の冊子と計画の概要をお配りしております。

概要版に、計画冊子の掲載ページを付記しておりますので、適宜ご参照ください。

それでは、概要版をもって、第2次計画のポイントを簡単にご説明いたします。

第2次計画策定のポイントでございます。ポイントは4点でございます。

1点目としまして、第1次計画のさまざまな取り組みの成果、課題を検証し、本計画へ反映したものといたしました。2点目、数値目標の達成を目的とするものではなく、読書振興につながる具体的な事業を示すものとしました。3点目、計画実施期間を3年から5年へ変更し、平成26年度から平成30年度までの5年間としました。4点目、第1次計画での学校、図書館など、活動の実施主体に着目した整理から、乳幼児・小学生・中高生など、活動の対象となる者に着目し、事業を再構成いたしました。

次に、第2次計画の内容でございます。

計画の位置づけとしましては、千代田区における子どもの読書活動の推進

に関する施策についての計画としております。

概要のページをめくりまして、第1次計画の成果と課題でございます。

成果としましては、「千代田区全体の読書振興を推進する「千代田区読書振興センター」の設立」、「子どもたちへの読書活動支援のため、学校等への司書派遣の開始・拡充」、そして「学校図書館の蔵書の充実、全区立小中学校への学校図書館の蔵書管理システムの導入」の3点を成果として挙げさせていただきます。

次に、課題としましては、「中高生に対する読書活動の推進」、「特別な支援を必要とする子どもの読書活動の推進」、「学校図書館の蔵書管理システムの活用」、「私立学校との連携」の4点を挙げさせていただきます。

次に、第2次計画の目標でございますが、千代田区では全ての子どもたちが本の魅力、読書の楽しさ・すばらしさに気づき、読書習慣を形成していくため、第1次計画の成果と課題を踏まえ、第2次計画では、5つの目標の実現に努めます。

1、実感させる。本の魅力、読書の楽しさ・すばらしさを実感させるための取り組みを進めます。2、整備・充実させる。読書環境の整備・充実をさせるため、読書を身近に感じる環境をつくります。3、深める。図書館、学校、家庭、地域の団体が協力・連携を深め、さまざまな取り組みを進めます。4、伝える、促す。本の魅力、読書の楽しさ・すばらしさを実感できる機会を伝え、体験を促す。5、育てる。読書活動の推進にかかわる人材を育てるというものでございます。

次に、第2次計画の基本的視点でございます。

千代田区では他の自治体に見られない多くの特色があり、その特色を最大限に生かすため、第1次計画に引き続き、次の5点を基本的な視点として採用します。

1、区民だけでなく、区内在勤者・在学者も対象とする。2、読書習慣の継続性を重視し、子どものみならず大人も対象に含める。3、読書活動の振興だけでなく、メディア環境全体における情報活用能力の育成も視野に入れる。4、読書にハンディキャップのある方への対応に配慮する。5、単純な数値目標の達成のみを目的とするのではなく、読書振興につながる読書環境の改善と発展を目指すというものでございます。

最後に、第2次計画におけます具体的な取り組みです。

第2次計画では、「子どもが中心」という原点に立ち返り、「子どもの成長過程に応じてどのような活動を行うか」に着目し、さらには子どもを取り巻く大人の読書活動の推進も目指し、4つの施策ごとに具体的な取り組みをまとめました。

その4つの施策でございますけれども、1つは、子どもの成長過程に応じた取り組み。2、読書環境の整備・充実。3、広報・啓発活動。4、子どもの読書活動にかかわる人材の育成と活動支援です。

具体的な取り組みにつきましては、計画冊子の10ページ以降に掲載しております。

基本的には、現在まで発展的に取り組んでいる読書活動の推進を今後も継続する内容となっています。

概要版におきましては、分野別の43件の取り組みのうち、拡充や新たに取り組む内容を掲載しております。

拡充策につきましては、第1次計画終了後、平成23年11月にオープンしました日比谷図書文化館での取り組みなどを拡充策としております。

新たな取り組みとしましては、区立学校の子どもたちの読書の現状や変化を把握するため、子どもの読書調査を実施いたします。さらに、千代田図書館に子どもの読書活動を支援する「読書コンシェルジュ」を配置し、本選びのアドバイスや読書相談などを実施するものでございます。

説明は以上でございます。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご意見、ご質問がありましたら、どうぞお願いいたします。

どうぞ。

古川委員

推進計画を読ませていただいて、まず感想なんですけれども、第2次計画の策定のポイントが、数値目標の達成ではなくて、読書振興につながる具体的な事業を示すだとか、あと、活動の実施主体から活動の対象となる者に着目し、事業を再構成するといった発展的な計画になっていて、心強く感じました。

本当に感想なんですけれども、乳幼児の読書活動のところに、「ブックスタート」というのがありました。この資料を読むまで私は知らなかったんですが、私の子どもが小さい時はこれではなくて、3・4カ月健診のときに、司書のお勧めの絵本をプレゼントしていただけるそうで、個人的なことなんですけれども、私の経験で、子どもにいつから本を読んであげたらいいのかという知識がなくて、数カ月のときにいただいた本を読んであげたら、子どもが勝手にページをめくってしまったり、本で遊び出してしまったりしたんです。それで、まだお話って無理なんだなってそのときに思ってしまったんです。それから、1歳になるころまで特に読み聞かせをしなかったんです、勝手に無理なんだなと思い込んでしまって。その後、いろんな読み聞かせの会などに参加して、いろんなことを教えてもらったり、友人の保護者の方などから、いろんな情報を得て、赤ちゃんの読み聞かせは、1ページ目から読まなくてもいいし、後ろからめくってもいいし、子どもがページを飛ばしたければ飛ばしてもいいし、極端なことを言えば、お母さんと子どもと本、お母さんがだっこして子どもが本を持っているような、子どもが本に触れているようなことからいいんだというのを後から聞いて、自分の子どもが1歳になるまでの数カ月間、無駄にってしまったなと後悔した経験がありました。

このブックスタートに、月齢に合ったというか、乳幼児の本だと思うんで

すけれども、多分読み聞かせの方法なんかのアドバイスや説明書きもされているのではないかと思います。私みたいに、まだ早いよなんて勝手に諦めることのないように、小さなころから子どもがいろんなことを吸収して、赤ちゃんは吸収できると思うので、フルに活用していただきたいなと思いました。

あと、別件なんですけれども、読書振興センター、千代田図書館の中にあるということで、このセンターのことは、私、知らなかったんですけれども、読んでいく中で、読書振興センターの学校支援担当が、学校に出向いてこういう事業を行っているというような説明がありましたが、途中、司書という名前も出てきて、この「司書の先生」と「学校支援担当の方」というのは同じ方なのか、別な方なのか、どうなんだろうと思いつつ読んでいたら、一番後ろの36ページに、「専門的人材の配置」で、「読書振興センター学校支援担当（司書）の配置」となっていました。学校にいらしていただける司書の先生と思ってよろしいのでしょうか。

図書・文化資源課長  
古川委員

そのとおりでございます。

あと、学校ごとに連絡会があるそうで、そこに学校内の司書の担当の教員の先生や読書振興センターの方も一緒になって、連絡会があるという記載もあったんですけれども、その年間に行われる頻度と、あと、実際学校に行っていらっしゃる司書の先生方が集まっていらっしゃるということでよろしいのでしょうか。

図書・文化資源課長

学校図書館連絡会については計画冊子17ページに掲載されております。頻度としましては、年2回やっております。こちらには学校の司書教諭の皆さんですとか、読書振興センターから派遣される司書の方11名いらっしゃるんですけど、11名の方全員と、あと、校長会からも幹事の校長先生に参加していただきまして、情報交換等させていただいておるものでございます。

古川委員

学校の司書の先生については、私自身も保護者として学校に出入りをしていて、司書の先生も存じ上げているんですけれども、子どもは大分頼って、この中にも報告されていましたが、司書の先生にいろいろ本の相談を盛んにしています。

あと、図書の環境も、学校によって、図書館の位置1つとっても、またいろんな違いが出てくると思うので、現状を知っていらっしゃる司書の先生が集まって、いろんな情報を交換されるのは意義があると思いました。

以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員

幾つか質問なんですけど、15ページに夏休み「こども一日図書館員」というのがありまして、これは「四番町図書館では」と書いてあるんですけれども、これは四番町だけでやっているのでしょうか。その子どもたちの反応はどうかということと、ほかの施設でも、例えばこれは小学生などをもっと募

集してもいいんじゃないかなということを思いますので、その辺をうかがいたいと思います。

それから、それと同じようなことですが、21ページに職場体験ということで、事業の一環として中高生の「職場体験」を受け入れていますということですが、どの程度受け入れているのでしょうか。

それと、あと、蔵書管理が、蔵書システムとして区立小中学校の学校図書館においてきちんとできたということですが、これは学校単位のシステムと考えてよろしいのかなということです。

それから日比谷図書館が、この間までは、子どもは対象外だと言っていたのが、ここでは結構子どものことを意識しているので、そのように改善して下さったのかなというのを教えていただければと思います。

近藤委員長  
図書・文化資源課長

どうぞ。

こども一日図書館員というものにつきましては四番町図書館のみでございまして、その他、先ほどご指摘がありましたように、職場体験という形で、四番町図書館だけでなく、千代田図書館の中央館ですとか、そういったところでも職場体験を受け入れておるところでございます。

具体的な実績の人数が、手持ちにはないんですけども、毎年何人か子どもさんたちが参加されておまして、たいへん好評を得ているというふうになっております。

蔵書管理システムは、平成23年度に全ての区立の小中学校に導入されてきて、ただ、まちかど図書館のある千代田小学校と昌平小学校は千代田図書館のシステムが入っておりまして、システム的には違っております。

中川委員  
図書・文化資源課長

わかりました。

それで、蔵書管理システムによって貸し出しとか、貸し出し実績・傾向など分析ができるような形になっております。

あと、最後の日比谷図書文化館につきましては、ご指摘のとおり、子ども向けの児童書というものは、蔵書として備わってはいないんですが、日比谷図書文化館の売りとしましては、日比谷カレッジといった講座を通じて、読み聞かせですとか、読書振興に関するセミナー・講座を提供していこうということで、今回の計画に組み入れたものでございます。

中川委員

あと、もう一つよろしいですか。これが「千代田区子ども読書活動推進計画」となっているんですけども、内容を見ていますと、一部に大人のことも入っていますよね、大分。千代田区の特長というのが書いてありましたが、8ページですね。「千代田区は、国の機関や国を代表する」云々という文章があるんですけども、この文章を見てみると、何かちょっと取ってつけたような感じで、もし子どもだけじゃなくて大人も対象にするんだったら、この第2次推進計画のタイトルの部分をもうちょっと工夫したほうがいいんじゃないかなと思いました。

近藤委員長  
図書・文化資源課長

よろしいですか。お答えできますか。

基本的には、子どもの読書活動というのが中心になります。そこを中心

に、大人も含めてというような形で捉えておりますので、タイトルの変えようがございません。

近藤委員長

どうぞ。

古川委員

先ほど第2次計画のいい点、発展的な部分のところで言い忘れたことなのですが“大人の読書活動も対象にする”ということは、子どもの読書活動を発展させる上で、とても大切な視点だと思います。大人が読んでいないと、子どもは本を読まないと思うので、子どもの読書のために、周りの大人が読書している姿を見せたり、本に興味を持って何かしらの行動をしていることというのはとても大事だと思います。

近藤委員長

今のご質問といたしまして、そのネーミングが云々というような話がございましたけれども、先ほど概要版で説明いただいた4番のところですか、概要版の3ページ4番、基本的な視点、5つの視点というようなところがありますけれども、ここにどういう方々を対象にするかというような書き方もありますよね。この活動推進計画そのもののネーミングは、子ども読書活動ということだけでも、こういう方々も対象ですということをお話しされている部分ですので、ご了解いただければなと思うところです。

よろしいですか。ほかに何かございますか、ご質問。

どうぞ。

古川委員

少し気になったんですが、ちよだ文学賞についての詳細が書いてある16ページなんですけれども、第3回が、応募総数がとても少なかったんですが、これは何かあったんでしょうか。

図書・文化資源課長

すみません。ご指摘の点、詳細はちょっと存じ上げておりません。確認して、またお知らせしてよろしいでしょうか。

近藤委員長

ほかにはよろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進ませていただきます。

次に、子ども総務課長より報告を願います。

子ども総務課長

それでは、子ども総務課からの報告事項、(1)といたしまして、千代田区立九段中等教育学校の入学金等徴収条例の一部改正についてということでご報告いたします。

資料をご覧ください。

こちら、資料の1番にございますように、改正理由といたしましては、公立の高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部改正に伴いまして、就学支援金の支給に当たって、所得制限が設けられたことにより規定を整備するというものでございます。

若干わかりにくいと思いますが、1枚めくっていただいて、横書きの資料をご覧ください。

こちらの表にございますように、現在、公立の高等学校につきましては、授業料は不徴収ということになっております。この現行の制度が、この表の左側にございます現行制度ということで、平成22年から平成25年となっております。

ります制度でございます。現行は、世帯年収にかかわらず一律不徴収ということで、全高校生が対象です。千代田区立の学校では、九段中等教育学校に在学しております4年生から6年生が対象になるということになります。

こちらが、改正後は、高等学校等就学支援金という制度になりまして、この就学支援金が一定の所得制限以下の世帯に対しては支給されるという形になります。その支給されたものと授業料が相殺されるという形になりまして、実質的に一定の所得以下の世帯については授業料が無償となる、授業料が徴収されないという、そういった形になります。その分かれ目となりますのが、こちらの改正後のところの上から3番目の四角でございますが、世帯年収910万円程度が目安となっております。下の米印のところでございますが、この910万というのは、両親のうちどちらか一方が働いておりまして、その子どもが高校生1人、中学生1人、4人世帯、こういった世帯を目安といたしましたところ、大体910万円ぐらいが目安になるだろうということでございます。

下のほうに、制度改正のイメージとございますが、左側でございますように、現行につきましては、全世帯について授業料不徴収、改正後につきましては、先ほど申し上げましたように、授業料と就学支援金との相殺によりまして、約8割の世帯については授業料が免除されると、授業料を支払わなくてよいということ、約2割の世帯については授業料を徴収するという形になります。

こちら、8割、2割というのは、国で示されたおおよその目安ですので、千代田の場合、若干収入の高い世帯が多いと思いますので、これよりも徴収される世帯は多くなるのではないかと推測しております。

もとの縦書きの資料の1枚目に戻っていただきまして、改正内容につきましては、現在、授業料は徴収しないとする規定を改めるものとなります。

施行期日は、平成26年4月1日からです。

4番目の新旧対照表、調整中とございますが、こちら具体の改正の文言につきましては、現在こちらの条例を担当しております部署との間で協議中ですので、今回は条例案は出しておりません。

その他事項の(1)につきましては、ただいま説明いたしましたとおりです。

(2)経過措置とございますが、施行期日前から引き続き後期課程に在学する者につきましては、従前の制度を適用するという一方で、一定の経過措置が設けられることになっております。

すみません、もう一回横書きの資料に戻っていただいて、こちら3番目の項目、対象者・経過措置の改正後のところがございますように、新高校1年生、つまり九段中等の今現在3年生の子どもたちの世帯から順次適用されるということになりまして、現在在学中、既に高校生の者については、卒業するまでは現行の不徴収の制度がそのまま適用されるということになります。もうちょっとわかりやすく言いますと、平成26年度は1年生のみが適用さ

れ、2年生、3年生は適用されないということです。翌年になりますと、新たに入ってくる1年生は適用される、2年生も引き続き適用される。翌々年になりますと、ここで初めて1年生から3年生までが全てが適用されるという、そういった経過措置がとられるということでございます。

ご説明につきましては以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

総務課扱いの報告が数件ございますけれども、中身が違いますので、この件についてのご質問はいかがでしょうか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

では、先へ進みます。お願いします。

子ども総務課長

続きまして、子ども総務課からの報告事項(3)『漫画「はだしのゲン」を小中学校から撤去を求める、または、漫画「戦争論」小林よしのり著を小中学校に置くことを求める要望について』でございます。

こちらにつきましては、昨年第18回の教育委員会定例会におきまして、こうした要望が出たということを皆様にお知らせしたところでございます。その後の検討を踏まえまして、回答につきましては、こちらの内容で教育長から回答することといたしたいと思っております。

内容につきましては、同様の趣旨の質問が、第3回区議会定例会において出されておりましたので、そちらの内容、こちらを踏まえまして、同趣旨の回答となっております。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

いかがでしょうか。ご質問はございますか。

私からよろしいですか。

これも、先ほどちょっと文言訂正ということでご意見申し上げたのと同じような意味合いなんですけれども、記書きの下の3行、「教育委員会としては、学校図書を選定については、各学校の判断を尊重する」ということをここで改めてお話をしているのであれば、上の文章、3行目のところですね、「千代田図書館から派遣されている図書館司書の助言のもと」というのを、その次の文章の後ろに回すというんですか、そういうことのほうがよろしいのではないですか。

もう一度言いますと、2行目のところが、「発達段階や実態をふまえ、人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮しながら」、その3行目の後ろへ行って、例えば「各校」というようなものをつけて、「各校の図書担当教員等が、千代田図書館から派遣されている図書館司書の助言を得ながら」とか、「助言のもと」とか、そういう文章のほうが、下の意味合い、要するに学校の判断を尊重するという意味を的確にあらわす文章になるんじゃないですか。

子ども総務課長

では、表記の問題でございますので、委員長ご指摘のとおり、改めさせた形で出させていただきたいと思っております。

近藤委員長 そのほかいかがでしょうか。  
どうぞ。

中川委員 今ちょっと、きちんと整理したものを教えていただけますか。そのほうが  
いいと思います。

近藤委員長 よろしいですか。私が先ほど申し上げたのは、2行目のちょうど真ん中か  
ら読みますと、「人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮しながら」、その後、右端のほうへ行って、「図書担当教員」というところを——  
各校が上に入っているからそのままいいんですかね。「図書担当教員等  
が」でしょうかね、「が千代田図書館から派遣されている図書館司書の助言  
のもと」というより、「助言を得ながら」というんでしょうか、「得ながら  
選定し、校長が最終的に決定しております」という文章のほうが、下の3行  
の中身を的確にあらわす文章になっているんじゃないでしょうかね。そうい  
うニュアンス。

子ども総務課長 もう一度確認いたしますと、「人間形成のため幅広く、偏りがないように  
配慮しながら、図書担当教員等が選定し、千代田図書館から派遣されている  
図書館司書の助言を踏まえながら、校長が最終的に決定しております」でよ  
ろしいでしょうか。

中川委員 ちょっと違いますよね。  
子ども総務課長 違いますか、すみません。

中川委員 私は、「人間形成のため幅広く、偏りがないように配慮しながら、図書担  
当教員等が千代田図書館から派遣されている図書館司書の助言を得ながら選  
定し、校長が最終的に決定しております」。

近藤委員長 私もそのような形でお話をしましたので……。  
どうぞ。

市川委員 せっかく議論が進んでいる中、水を差すようで申しわけないとは思って  
すけれども、こういう文章というのは、文章それ自体に問題がないか、ある  
かもさることながら、ほかの団体等と連絡をとりながら、千代田区全体とし  
て、訴訟等この先考えられるんですから、そういうことまでも配慮して検討  
すべき問題なんだろうと思うんですね。文章の通りがいいとか、悪いとかと  
いうのも絶対に必要なことではあるんでしょうけれども、そこまで検討した  
結果として、こういう文章が出てくれば、特段の異議が委員会としてない限  
りは、やはり、引き合いに出して申しわけないんですけれども、教育目標の  
ような独自の、この教育委員会としてどうだという意見もさることながら、  
専門家の意見——専門家というのは、図書の専門家じゃなくて、法律やらそ  
ういふことの専門家の意見も踏まえるべきなんであろうと。ですから、そう  
いふ意見を踏まえた結果、こういうものが出てきたのならば、特段の異議が  
ない限り、私は認めるべきではなかろうかと思えます。

近藤委員長 ありがとうございます。

中川委員 それは確かに重箱の隅をつついてはいけないと思いますが、訴訟になつた  
りしたらどうしようということを頭に置きながら私たちは考えていかないと

いけないと思うので、読書活動推進にしても、私は最低限の改定でおさめているつもりではあります。

市川委員 意見として、この意見、これから先へ進めようと思っても、決まらないと思うんですね。ですから、採決したらどうですか、多数決で。

近藤委員長 先ほど課長の説明の中に、区長部局にも、請願だったですか、要望でしたか、出ていて、それとも照らし合わせながらというようなご説明があったと思うんですけども、まさに市川委員がおっしゃる部分は、今その部分だと思います。確かに、それぞれ、区長部局と教育委員会とでうまく合わせながらというんでしょうか、整合性をとりながらの文章であろうと思いますし、ただ、今それぞれ、私もそうですし、中川委員からも意見があったこともまた、文章としてよりよく、通りがよくなるというような意味合いも重々ありますが、今後まだ区長部局と調整ができるような状況はあるんですか。

子ども総務課長 今、委員長ご指摘がありましたように、こちらの要望につきましては、要望があったということをごこちらの委員会に伝えた際にお話ししましたように、区長部局あるいは議長、区議会にも同様の要望が出ております。それについて、それぞれ、区長部局あるいは議会からはそれぞれが回答いたしまして、こちらは教育委員会として回答するものですので、区長部局あるいは議会としては、こちらについては教育内容に関するものですのでということで、あえて内容に踏み込んだ回答はしておりませんので、こちらも同様の趣旨の回答でございますが、こちらについては、教育委員会のほうで内容を決定すればそれで足りるという内容で、あるいは教育長が決定すれば、あるいは教育委員会で決定すれば内容は足りるという、そういったものでございます、

近藤委員長 ありがとうございます。

どうぞ。

教育長 本日は、私の名前で発する文書として教育委員会にかけさせていただいているわけで、委員の方から意見をいただいたことと、それとは別に、市川委員からは、訴訟等も踏まえて、きちんと区の法規担当等とも十分調整した上で出すべき文書だというご意見もいただきましたので、改めて今日いただいたご意見を踏まえ、再度区の法務担当ともきちんとすり合わせ、訴訟にもたえる形とした上で、もう一度この教育委員会にかけさせていただきたいと思っております。

今日、私の名前で報告事項という形で出したいということで、ご提案させていただきましたけれども、いろいろご意見いただいて、教育委員会として出す上で慎重になるべきというご意見も賜りましたので、そういう形で対応させていただければと思いますが、いかがでしょうか。

近藤委員長 わかりました。

今、最後に教育長がお話しいただいた形で今後動いていただくとご理解ください。

先へ進んでよろしいですか。

(了 承)

近藤委員長

では、先へ進みます。

次に、子ども支援課の報告をお願いいたします。

子ども総務課長

本日、子ども支援課長欠席のため、私からご説明させていただきます。

子ども支援課からの報告事項といたしましては、千代田区児童育成手当条例施行規則等の一部改正についてでございます。

資料に従ってご説明いたします。

まず、1番の改正理由のところでございますが、配偶者からの暴力及び被害者の保護に関する法律の一部を改正する法律の法律名が変更されましたことによりまして、こちらの法律を例規上引用している部分について、引用部分を改めるという、そういった改正でございます。

2つ目は、区長の権限に属する事務の委任等に関する規則の改正によりまして、行政処分を区長名において行うこと、また、不服の申し立て及び行政訴訟につきまして、区長の責任により対処することになったことに伴う規定整備ということになってございます。

整備の内容ですが、本則及び様式中の「保護」を「保護等」に改める。こちらは、先ほどの配偶者からの暴力の防止に関する法律、こちらの法律名が変更されたことに伴いましてのものでございます。こちらの法律の名称中、「保護」が「保護等」に変わりましたので、そちらを引用している部分を改めるという、そういった内容の改正です。

もう1点、こちらにつきましては、以前のこちらの教育委員会でもご報告させていただきましたが、これまで教育長の名前で行ってございました処分につきまして、区長名で行うように変更した部分がございます。こちらに伴う変更、それから、こちらの変更に伴いまして、様式中、不服申し立てに関する教示、不服申し立てをどういうふうに行うかということをお知らせする文章ですが、こちらについての内容を変更いたしましたので、それについて整理したものでございます。

3番目に、対象規則とございます。対象となっておりますのが、千代田区児童育成手当条例施行規則、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、こちらが、先ほどからの配偶者からの暴力の防止に関する法律、こちらについての改正でございます。

もう一つが、千代田区の児童育成手当条例施行規則、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例施行規則、それから千代田区子ども医療費助成条例施行規則、それから千代田区児童手当等事務処理規則、それから千代田区次世代育成に係る手当に関する条例施行規則、こちらが様式中の変更のものでございます。

公布日は、平成25年12月25日、施行期日につきましては、最初の配偶者からの暴力に関する法律に伴う改正につきましては、平成26年1月3日から、これ、1月3日というのは法律の施行日が1月3日になっていることに伴うものでございます。それから、本則及び様式中の教示文の変更等につきまし

ては、公布の日から施行し、平成25年12月1日から適用するという事としております。

資料といたしまして、新旧対照表及び各様式について添付しておりますが、こちらについては、先ほど申し上げましたような内容での変更ということで、ご説明のほうは省略させていただきます。

ご説明は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

ご質問等ございましたらお願いします。

よろしいですか。

(なし)

近藤委員長

それでは、特にないようですので、先へ進みたいと思います。

次に、指導課長より報告を願います。

指導課長

指導課案件、2件まとめてご報告でもよろしいでしょうか。

近藤委員長

はい。

指導課長

それでは、まず1点目、「ふれあい(いじめ防止強化)月間」(平成25年度第2回目)の取組状況調査の結果についてからご説明申し上げます。

資料のほう、左肩にステープラーどめ、表裏印刷の2枚のものでご覧ください。

この第2回目は、11月を月間といたしまして行われたものでございます。

まず1点目、1学期の始業式から11月30日までの間に13日以上欠席している児童・生徒数です。

なお、こちらの表中の括弧内の数字は、第1回、6月の調査結果でございます。

(1)の理由別欠席者数につきましては、①病気、小学校25、中学校6、計31でございます。経済的理由はございません。③の不登校、小学校が4、中学校が29、計33になってございます。その他ということで、上記に該当しない理由といたしまして、小学校4がでございます。計4でございます。

(2)の不登校児童・生徒の欠席日数、上段の(1)の③の内訳をもう少し詳しく示しているものでございます。

上から、全欠席、こちらは、小学校、中学校とも0でございます。なお、こちら中学校には、中等教育学校の1年生から3年生までが含まれてございます。こちらは、第1回的时候には、全欠席、小学校1名、中学校3名、計4名おりましたけれども、学校に登校ができたため、全欠席ではなくなったとご理解いただけるとよろしいかと思っております。また、30日以上欠席している児童・生徒は、小学校3名、中学校23名の計26名でございます。また、13日～29日欠席している児童・生徒が、小学校1名、中学校6名、計7名となっております。こちらは、30日以上ではございませんが、今後30日を超える可能性もある、すなわち休みがちになってきている児童・生徒だとご理解いただけるとよろしいかと思っております。

続きまして、2番をご覧ください。

こちらは、月間中に発生した暴力行為の件数でございます。

まず、学校内でございますが、対教師暴力が、中学校1ございました。児童・生徒間暴力が、中学校が4件ございました。それ以外につきましてはございませんでした。

こちらの暴力件数につきましては、児童・生徒間暴力につきましては、乱闘だとかそういうことではなくて、軽微ないざご程度のものが挙がっているという報告があります。

続きまして、2ページ目をご覧ください。

3番の「いじめの実態及び対応状況把握のための調査」の設問9において、「9月30日時点においても、いじめであることを疑い、引き続き確認を要する件数」として報告した事例の状況でございます。こちらは、8月1日付で調査をしまして、いじめの疑いがある、それを引き続き確認する必要があるということで、(1)にありますように、小学校7件、中学校0件挙がってございました。それが11月の月間の中でどのように変わってきたかということで、(2)、(1)のうち、いじめでないとわかった件数、これは、小学校7件のうち0件でございます。(3)は、いじめと認知し、対応したことにより解決した件数は4件ございました。しかし、(4)にありますように、いじめと認知したけれども対応中の件数ということで、3件ございました。

次に、4番、「ふれあい月間」中において実施した学校の取り組みのうち、学級・学年の取り組みでございます。こちらは、全般的な取り組み、いじめ防止の取り組み、不登校の予防等、暴力行為の防止等が、それぞれ小・中学校ごとに記載されてございます。詳細につきましては、ご説明は申し上げませんが、ご覧いただければと思います。

続きまして、最後の3ページでございます。

こちらは、学校全体の取り組み、同じように、全般的な取り組み、いじめ防止の取り組み、不登校の予防等、暴力行為の防止等、自殺予防についての取り組みを、それぞれの小・中学校の校数ごとに示してございますので、こちらもご覧いただければと思います。

最後に、※印で、アンケート調査による体罰の実態把握というのが下段のほうにあらうかと思えます。教員による体罰の疑いの有無も、このふれあい月間に合わせて、前回同様調査をしたところ、この月間の最中では、小学校、中学校ともに0件という状況でございます。

以上が「ふれあい月間」のご報告でございます。

続きまして、(2)の公立中における英語教育実施調査の結果ということでございます。

こちらは、A4、1枚、表裏の資料でございます。

報告の案件が、「公立中における」という記載がございますが、小学校もあわせてご報告申し上げたいと思えます。

まず、表面は、「平成25年度公立小学校における教育実施状況調査報告」

でございます。

こちらは、国の文部科学省が、小学校・中学校・中等教育学校を対象にし、調査を行ったものでございます。調査期間は、記載がございませんが、平成25年10月23日から平成26年1月10日の間の調査期間でございました。調査対象につきましては、各都道府県、政令指定都市教育委員会、及びその域内の市町村教育委員会、並びに全ての公立の小中学校、中等教育学校前期課程も含む、及び高等学校、中等教育学校後期課程を含むものを対象として行われました。

まず、1番でございますが、ALT等の活用状況についてでございます。小学校においては、学習指導要領に定められておりますとおり、外国語活動につきましては、5年生と6年生が、年間35時間実施することとなっております。その35時間の時数の8校と、各学校2学級ありますので、8校掛ける35掛ける2で560時間になります。これは千代田区全体の5年生で指導する時数の意味でございます。5年生も6年生もともに560時間で、全ての時間においてALT等の活用を行っているというデータでございます。

2番です。小学校教員の英語免許状の所有の状況でございます。教員総数141名、これには管理職も含まれます。その中で、中学校や高校のいわゆる英語の免許状を所有している者が何人いるかというものでございます。こちらは4名という調査結果でございます。

3番、小学校教員の英語力の状況ということで、先ほどの141名の中で、英語能力に関する外部試験を受験した経験のある教員数、受かった、落ちた、関係なく、受けた教員数が46名でございます。今回の調査では、教員の力量、水準ということで、文部科学省が示しているのが、英検準1級以上と示しているところがありますので、そこが今回の調査の基準になっております。この英検準1級以上等を取得している教員数は、小学校の教員の中では1名おるというものでございます。

続きまして、4番の小学校教員の海外留学経験等の状況でございます。こちらは、141名のうち、1カ月未満の者が3名、1カ月以上半年未満が2名、半年以上1年未満が1名、1年以上が5名となっております。今回この海外留学経験を聞いている理由につきましては、やはりそういう経験をもとに、国際理解教育だとか、あるいは自身の経験したことを子どもたちに話すだとか、そういったことが効果的にできるであろうということで調査が行われました。

裏面をご覧ください。

裏面につきましては、今度は公立中学校・中等教育学校の前期課程における実施状況調査でございます。

まず1番は、生徒の英語力の状況でございます。こちらは、中学校3年生に所属している生徒を対象にしております。本区では、357名の中学3年生がいらっしゃいます。そのうち、英検を受験したことがある生徒数は264名、これは全体の割合でいきますと、73.9%の生徒が受験しております。そ

のうち、英検 3 級以上、いわゆる中学校の 3 年生が、学んでいれば英検 3 級相当は合格できるであろうということがよく言われておりますが、英検 3 級以上を取得している、合格した生徒数は 235 名、割合でいいますと、65.8% の生徒が合格してございます。さらに、(a) のうち、357 名のうち、英検は受けてはいないけれども、英検 3 級以上相当の英語力を有すると思われる生徒数は何人いるかというのが 30 名でございました。こちらは、日ごろの授業だとか、テストの結果だとかを勘案しながら、教員が申請してきた数字でございます。

続きまして、2 番の英語担当教員の英語力・指導力等に関することでございます。

こちらは、英語を担当している教員 14 名が本区にはいらっしやいます。そのうち、外部試験を受験した経験のある英語担当教員は 14 名、全員何かしらの試験を受けております。そのうち、英検準 1 級以上に合格している者が 7 名ございました。

その次の (2) ですが、小学校同様、海外留学経験の状況でございます。こちらは英語担当教員に限定しておりますが、14 人のうち、1 カ月未満が 1 名、1 カ月以上半年未満が 2 名、半年以上 1 年未満が 0 人、1 年以上が 5 名となっております。

以上が、公立小中学校における英語教育実施調査の結果でございます。

なお、この調査結果は、東京都との比較、あるいは国との比較というのが今回はご報告できませんでした。今現在、先ほど申し上げましたように、調査期間が 1 月 30 日までというような形になっておりますので、区から東京都へ上げた数字のご報告という形になりますので、また必要があれば、東京都あるいは国との比較もご報告申し上げたいと思っております。

報告は以上です。

近藤委員長

ありがとうございます。

2 点あわせて、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。

どうぞ。

古川委員

ふれあい月間の件です。欠席者数の一覧が出ていますが、欠席理由のその他の保護者の教育に関する考え方から登校させない以外のこと、病気でもなく、経済的理由でもなく、その他のところで、個人情報等あるかと思うんですが、ここでおっしゃっていただけるような内容はあるんでしょうか。

指導課長

個別具体的な理由につきましては、必要があれば、個別にお知らせすることはできますが、この場ではちょっと申し上げることはできません。ただ、やはり上記に該当しないということで、多分保護者の教育に関する考え方にもかなり近いものがあるかとは思いますが。

在籍はしているんだけど、なかなか連絡がとれないというようなこともあろうかと思っておりますので、ここでは一般的なご回答でご容赦いただければと思います。

近藤委員長

どうぞ。

古川委員 あと、中学校の不登校の人数なんですけれども、3校でこの人数、たしか前回の報告でも多いなという印象があったんですが、またぐんと増えているというのは、どうお考えでしょうか。

指導課長 私どもも、第1回目がもう既に19名ということで、昨年度の1年間を通しての不登校者数が19名だったんですね。なので、第1回目でもう既に19名をいっていると。今後増えるだろうと予測をしていたら、やはり予測のとおりで、第2回目ではもう29名になってしまったと、かなり課題認識をしなければならぬと思っております。

こちらは、さまざまな子どもたちの理由が出てきております。やはり一番多いのは、1つの理由ではなくて、友達関係だとか、あるいは授業についていけないだとか、さまざまな不安が複合的に絡み合っているお子さんが非常に多ございます。そういった方々は、29名のうち12名いらっしゃいます。あとは、個別具体的な、友達関係がうまくいかないだとか、個人的な理由でなかなか学校に来られないというようなところもあります。

いずれにしても、やはり生徒さんたちの不安や悩みが、こういった形で出てきているという現実を受けとめなければならないと思います。そこで、やはり各学校でもしっかり対応していきながら、教育委員会と連携しながら、対応していかなければならないと思っています。

各学校の各担任から、不登校生徒の家庭へ手紙や電話などで連絡を入れるだとか、あるいは連絡がとれなくても、諦めずに何度かやっていくというような対応をしております。

また、教育委員会といたしましても、教育研究所の所員が、不登校がいる学校に訪問させていただいて、状況を把握しながら対応ができるように、教育研究所には、白鳥教室、適応指導教室がございますので、まずはそちらにつなげていくというようなことも助言しながら、生徒さんたちが学校に復帰できるような、そんな取り組みは努力しているところでございます。

古川委員 この29名の中で、そのご家庭と一切連絡がとれていないというご家庭はあるのでしょうか。

指導課長 そのような家庭はないという報告は受けております。

近藤委員長 そのほか。

古川委員 すみません、あと1点。裏面ですが、4番の「ふれあい月間」中において実施した学校の取り組み、学級・学年の取り組みの中で、上から2番目で、「学級の児童・生徒に、1日に1回以上、個別に声をかけた」、中学校2校となっているんですが、これはクラスの子全員に担任の先生が声をかけているということなんでしょうか。ちょっと、小学校ならまだしも、中学校で実際できるのかなと思ったんですけれども。

指導課長 各学校によっていろいろな取り組み方があろうかと思えます。例えばの例で申し上げますと、朝のホームルームの時間に参加をとったりとかします。そのときに、参加をとったときに、今日の体調はどうですかだとか、あるいはそんなようなことを声をかけるということで実施しているという学校もご

ざいます。また、やはり授業の中で必ず1人1回は声をかけるようにすると  
か、そういうような取り組みをしている学校さんもありますので、さまざま  
だとは思いますが、中学校においても実施は可能だというふうを考えま  
す。

古川委員 担任の先生が。

指導課長 担任も教科担任の先生も。

古川委員 わかりました。

近藤委員長 ほかにはいかがでしょうか。

どうぞ。

中川委員 中学校の不登校ですけども、学校間の偏りはありますか。

指導課長 数が出てきますので、順位といますか、多い順というのは並べることが  
できますが、今現在把握している数字を見ますと、6人から9人の間で推移  
しておりますので、特段多いという学校はございません。

近藤委員長 ほかにはよろしいですか。いいですか。

(なし)

近藤委員長 それでは、なければ先へ進んでいきたいと思えます。

### ◎日程第3 その他

#### (1) 移動教育委員会懇談会の概要(12/10神田さくら館)

#### (2) 学校給食の衛生管理

近藤委員長 それでは、日程第3、その他に入ります。

それでは、各課長より報告を願います。

子ども総務課長 では、子ども総務課から、本日資料として添付させていただいてお  
りますが、先般、子ども発達センター、千代田幼保一体施設を教育委員会で視察  
いたしまして、懇談会を実施いたしました際の会議録、こちらのほうを本日添  
付させていただいておりますので、内容をご確認いただきたいと思います。

ご説明は以上です。

近藤委員長 ご質問等ございますか。よろしいですか。

(なし)

近藤委員長 ほかに。

学務課長 先日、静岡県浜松市において、15校905人の児童がおう吐や下痢などの症  
状を訴え、欠席しているという報道がなされました。これについては、給食  
提供のパン工場のノロウイルス2次感染によることが原因だというふうに判  
明いたしました。この件を受けまして、千代田区教育委員会としましても、  
学校を初め、給食提供施設における衛生管理については徹底を図ることを  
再度行って、通知しております。

なお、千代田区のパンの提供の委託工場でございますけれども、こちらは  
東京都学校給食会を指定しているところでございますが、この学校給食会か  
ら各学校給食加工工場におきましては、従事者の健康管理とノロウイルスに

よる食中毒防止、特に今回問題になりました手袋の再使用、素手での作業、  
こういったものは衛生的な製品の取り扱いについての点で、厳重に行わない  
ようにという通知、指導がなされたところでございます。

報告は以上でございます。

近藤委員長

ご質問等ございますか。

(な し)

近藤委員長

それでは、ほかに課長さんから何かございますか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

教育委員の方からはいかがでしょうか。よろしいですか。

(な し)

近藤委員長

それでは、先ほど最後に回した部分に入りたいと思いますが、ここからの  
案件は非公開となりますので、傍聴者の方は退席を願います。